

## 2 銀行その他の金融機関及び貸金業者

### (1) 店舗の構造

#### ア 見通しの確保

認 定 事 項	適・否
・店舗内及び来客用ロビーは、見通しを確保し、視認性を高める構造となっている。	
・来客用出入口は、事務室からの見通しが良い位置となっている。	

#### イ 来客用ロビーと事務室の分離

・来客用ロビーと事務室は、容易に乗り越えることのできない構造のカウンター等で区分されている。	
・来客用ロビーと事務室との交通のための出入口には、来客用ロビー側からは容易に開放できず、かつ、容易に乗り越えることのできない扉が設けられている。	

### (2) 防犯設備

・出入口に来客感应装置が設置されている。	
・店舗外周、来客用出入口、通用口、来客用ロビー、事務室、ATMコーナー、夜間金庫その他必要箇所に、防犯カメラが死角部分がないように設置されている。	
・扉は、強固なものとし、主錠のほか補助錠及び周囲に異常を知らせるための防犯設備が設置されている。	
・窓には、状況に応じ鉄格子、シャッター、周囲に異常を知らせるための防犯設備その他の侵入防止装置が設けられている。	
・110番直結の通報装置及び店舗内又は店舗外に異常を知らせるための防犯設備が設けられている。	

### (3) 警戒要領等

・夜間等において無人となる店舗については、警備業者による機械警備等が委託されている。	
・警備会社と契約していることが出入口に表示されている。	

### (4) ATMの防犯対策

#### ア 本体

・本体は、工具等による破壊に一定時間耐えられる強度となっている。	
・本体は、容易に移動できないように床面に固定されている。	
・配線等が切断されたときに異常を知らせることができる機能が設けられている。	
・暗証番号等を操作する部分が、他人から容易に見えないように工夫されている。	

・ A T M周辺には、不審物が発見しやすいように物が置かれていない。	
・ 施設及び機器の監視、巡回、点検が行なわれている。	

#### イ 本体上部又は周辺

認 定 事 項	適・否
・ 緊急時に警備業者の基地局、金融機関の事務センター、サービスセンター等に直接異常を知らせることができる緊急通報装置(非常ボタン)が設置されている。	
・ 周囲に異常を知らせるための防犯設備が設けられている。	

#### ウ 扉

・ 本体の強度と同等以上とし、ピッキング、こじ破り等の不正な手段による開扉を防止するための対策が施されている。	
・ 破壊による衝撃や焼き切りによる熱等感知し、管理センター等に発報する機能を施され、また、周囲に異常を知らせるための防犯設備が設けられている。	

#### エ ブース

・ ブースは、躯体を鉄筋等により強化され容易に破壊されない構造となっている。	
・ ブース及びその周辺を外周から撮影する防犯カメラが設置されている。	
・ ブースへの車両の接近を制御する車止め等が設置されている。	